

国民健康保険
のお知らせ

平成15年度

「国民健康保険税」の
算出方法について

地方税法の改正に伴い、今年度から国民健康保険税の算出方法が変更されました。

公的年金特別控除の廃止

公的年金を受給している65歳以上の方は、所得税や住民税の公的年金控除（最低140万円）に加え、17万円の特別控除が上乗せされていましたが、この特別控除が廃止されます。

給与所得特別控除の廃止

給与と所得者には所得税や住民税の給与控除に加え、2万円の特別控除が上乗せされていましたが、この特別控除が廃止されます。

専従者控除の適用

営業・事業所得者には所得税や住民税で適用されて

いる専従者控除の適用がありませんでしたが、この控除が適用されます。この改正により、個人事業主の方は専従者控除に応じて、税額が減となります。
一方、専従者給与を受けている方は、給与収入として取り扱われますので、そ

の額に応じて減額が計算されることとなります。
譲渡所得等特別控除の適用
土地や建物を売却した所得に対して、所得税や住民税と同様に国民健康保険税でも特別控除が適用さ

平成15年度の国民健康保険税

	医療費分	介護保険分 (40歳以上65歳未満の方)
所得割	(前年中の所得) - 33万円(基礎控除)	
	× 6.0%	× 0.85%
資産割	固定資産税額	
	× 45%	× 9.6%
平均割	1世帯につき	
	15,000円	4,500円
均等割	被保険者1人当たりにつき	
	13,500円	4,700円
最高限度額	530,000円	80,000円

木曾広域介護
保険情報

平成15年度から保険料額が見直されました

- 平成14年以前の各町村の基準年額（第3段階保険料額）は、平均（木曾郡内）26,448円でしたが、36,240円に増額となります。それにより、他段階の保険料額も増額となりました。
- これまでの住民税課税者である第4段階と第5段階の所得金額区分が、250万円から200万円へ変更になりました。

これにより、5段階の方が増えました。

保険料増額の理由とは？

- ・高齢化により、介護が必要な人が増えていること
 - ・介護保険のサービスがよく利用されるようになったこと
 - ・これからの介護サービスの充実を図るため 等の理由により保険料が設定されました。
- 詳しくは木曾広域連合介護保険係または役場介護保険担当係までお問い合わせください。



介護保険料の決め方

平成15年度の木曾郡の保険料は以下の5段階になります

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	1,510円	18,120円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.75	2,265円	27,180円
第3段階	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）の人	基準額	3,020円	36,240円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	3,775円	45,300円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	4,530円	54,360円